

1. 病床確保支援事業

1 事業内容

新型コロナウイルス感染症患者等を確実に受け入れるため、医療機関に対して病床確保料及び患者退院後の消毒経費等を補助することで、必要な病床数を確保する。

2 対象施設

- (1) 新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れるため、個室、フロア、病棟単位等により病床を確保する医療機関。ただし、当該医療機関は、感染症指定医療機関、東京都感染症入院医療機関、その他の公立・公的医療機関のうち、都の依頼に基づき、病床を確保した医療機関とする。
- (2) 東京都新型コロナウイルス感染症入院重点医療機関整備要領（令和2年5月1日付2福保健感第363号）に基づき知事が登録する東京都新型コロナウイルス感染症入院重点医療機関（以下「重点医療機関」という。）
- (3) その他知事が特に必要と認める医療機関

3 実施期間

令和5年4月1日から

4 補助条件

- (1) 都の依頼に基づき、病床を確保していること。
- (2) 補助期間中、1日に受け入れられる新型コロナウイルス感染症患者等の人数及び新型コロナウイルス感染症患者等の最大受入可能病床数を、東京都新型コロナウイルス感染者情報システム（MIST）を通じて都に報告し、常に最新の情報に更新していること。
- (3) 補助期間中、医療機関等情報支援システム（G-MIS）に、確保病床数、即応病床数、入院中患者数等の入力を実際に行い、新型コロナウイルス感染症等情報把握・管理システム（HER-SYS）に必要な情報の入力を行うことで、都及び国が入院受入状況等を正確に把握出来るようにすること。
なお、HER-SYSの入力については、令和5年5月7日までとする。
- (4) 都、保健所の入院調整及び東京消防庁や新型コロナウイルス感染症患者の入院調整を行う医療機関等による受入要請に応じ、原則として速やかに受け入れ、正当な理由なく断らないこと。
- (5) 病床確保料の対象となる新型コロナウイルス感染症患者等の入院のために確保した病床及び休床とした病床には、補助金が支給される間、原則として、新型コロナウイルス感染症患者以外の患者を受入れてはいけないものとする。
ただし、救急の場合等、即応病床等に一時的に一般患者を受け入れて、その後、短期間で即応病床等ではない別の病床に当該患者を移し、再度即応病床化するといった対応は可能とし、常時一般患者の受入に使用する病床とする場合は、即応病床数から除くこと。
- (6) 即応病床数及び休止病床数を変更する際は、別途定める様式により事前に都に

報告すること。

- (7) 病床確保料の一部については、新型コロナウイルス感染症患者等の対応を行う医療従事者に対して処遇改善を行うために用いることとし、処遇改善内容について、別途定める様式により都に報告すること。

5 対象経費

医療機関の病床確保に係る経費及び患者退院後の消毒経費等

(当該病床には、新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れるために休床とした病床も含むものとする。)

6 補助基準額 ※5月8日以降の基準額のみ抜粋

病床確保料（1床当たり）

ア 重点医療機関・協力医療機関以外の病院

- ・ ICU 内の病床を確保する場合 97,000 円/日
- ・ 重症患者又は中等症患者を受け入れ、
酸素投与及び呼吸モニタリングなどが
可能な病床を確保する場合 41,000 円/日
- ・ 上記以外の場合 16,000 円/日

イ 重点医療機関である特定機能病院等

<稼働病床の病床確保料>

- ・ ICU 内の病床を確保する場合 218,000 円/日
- ・ HCU 内の病床を確保する場合 106,000 円/日
- ・ 上記以外の場合 37,000 円/日

<休止病床の病床確保料>

- ・ ICU 内の病床を確保する場合 218,000 円/日
- ・ HCU 内の病床を確保する場合 106,000 円/日
- ・ 療養病床を確保する場合 16,000 円/日
- ・ 上記以外の場合 37,000 円/日

ウ 重点医療機関である一般病院

<稼働病床の病床確保料>

- ・ ICU 内の病床を確保する場合 151,000 円/日
- ・ HCU 内の病床を確保する場合 106,000 円/日
- ・ 上記以外の場合 36,000 円/日

<休止病床の病床確保料>

- ・ ICU 内の病床を確保する場合 151,000 円/日
- ・ HCU 内の病床を確保する場合 106,000 円/日
- ・ 療養病床を確保する場合 16,000 円/日
- ・ 上記以外の場合 36,000 円/日

※ 上記)に係る休止病床については、稼働病床1床あたり1床まで（ICU・HCU病床は2床まで）を補助の上限とする。なお、休止病床については、当該病床を休止する前の区分により病床確保料を適用する。

※ ICU・HCU 病床ではない即応病床について、多床室を即応病床とする場合であって、構造上の理由により個室化することが困難である特別な事情があると認められる場合には、病床確保料の対象となる休止病床を2床とすることを可能とする（ただし、令和5年2月末までに確保された即応病床であって、当該即応病床に係る休止病床数を2床以上（病床確保料の補助対象は2床まで）としていた場合に限った取扱とする。）。

※ 「特定機能病院等」とは、特定機能病院及び特定機能病院と同程度に新型コロナウイルス感染症の重症患者を受け入れている医療機関とする。特定機能病院と同程度に新型コロナウイルス感染症の重症患者を受け入れている医療機関は、具体的には、体外式膜型人工肺による治療を行う患者が延べ3人以上の月又は人工呼吸器による治療を行う患者が延べ10人以上の月がある医療機関とする。

(2) 消毒経費等

知事が必要と認める額

7 補助率

10分の10

